

犬の放し飼いは絶対にしない

「富士市飼い犬条例」では、犬を飼うとき、人に危害を加えないために、おりの中に入れるか、丈夫な鎖や綱でつなぐなど、必要な措置をするよう定められています。

散歩のときは、引き綱をつけて歩きましょう。散歩は犬にとって、たまっていたストレスを発散する機会です。散歩には毎日連れて行きましょう。なお、散歩のときのふんは必ず持ち帰りましょう。

犬のかみつき事故に気をつけましょう

犬のかみつき事故を避けるために、つながれていない犬には注意してください。特に大型犬（秋田・土佐犬など）には近づかないようにしましょう。

大型犬の飼育については、おりに入れて飼い、放れてしまうことのないよう特に注意をお願いします。飼い犬が人を傷つけたときは、飼い主は直ちに届け出なければなりません。また、被害者も届け出ることができます。届け出は、市役所10階環境衛生課で受け付けます。

飼い主の都合で捨てないで

犬や猫を捨てることは動物虐待の罪で罰せられることを御存じですか。しかし、どうしても飼うことができないときには、保健所で引き取りに応じます。引き取りの日程については、広報ふじ20日号の暮らしのたよりで毎月お知らせしています。

また、飼っている動物を譲りたい人と、新たに動物を飼いたい人の情報交換をお手伝いをする伝言板、「ポッチとニャンチの愛の伝言板」を、市役所1階北側入口ホールに設置しています。気軽に御利用ください。

死んでしまったペットは 環境クリーンセンターへ

死んでしまった犬や猫は、環境クリーンセンターで火葬します。飼い主が直接、持ち込んでください。

- ・手数料 1頭 1,050円（税込み）
- ・問い合わせ 環境クリーンセンター

☎35-0081

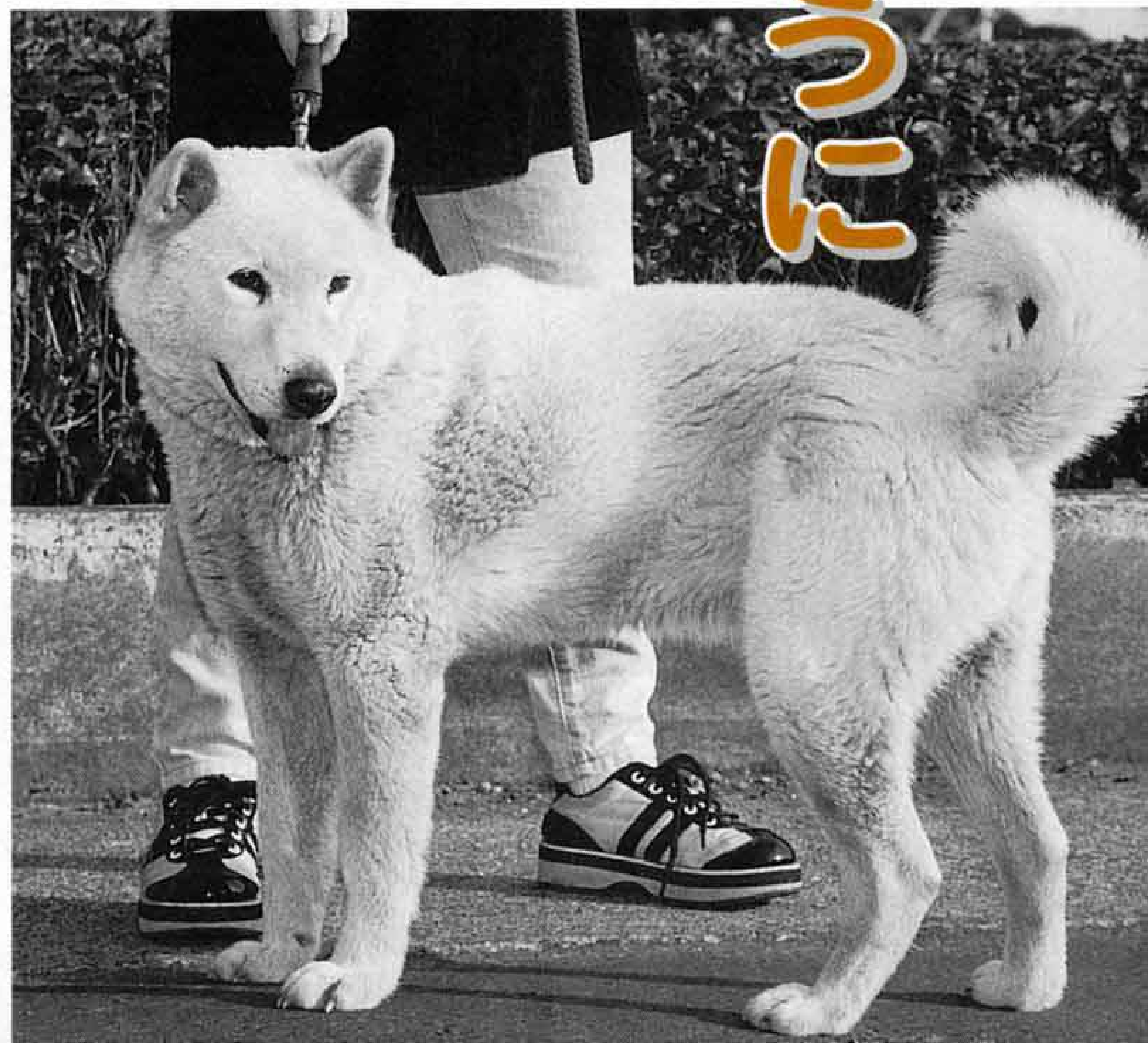
この場合、収骨はできません。収骨を希望する場合は、民間の動物霊園業者を御利用ください。



「鳴き声がうるさい」「ふんの始末がされていない」「放し飼いにしている」など、犬や猫などのペットに関する苦情は、毎年増加の傾向にあります。飼い主の皆さんにとってはかけがえのない家族でも、正しい飼い方をしなければ、地域で嫌われてしまいます。そうならないためにも、ペットを飼うときのマナーはきちんと守りましょう。

大好きなペットが御近所で

好かれるように



飼い犬の登録と狂犬病予防注射は忘れずに

飼い犬の登録と、飼い犬に毎年1回狂犬病予防注射を受けさせることは、「狂犬病予防法」で決められた飼い主の義務です。狂犬病予防注射と畜犬登録の日程を確かめて、忘れずに出かけましょう。

平成10年度 狂犬病予防注射と畜犬登録の日程

月日	会場	時間
4月6日(月)	吉原公園	9:30~15:00
〃 7日(火)	田子浦公民館	9:30~15:00
〃 8日(水)	大淵公民館	9:30~15:00
〃 9日(木)	丘公民館	9:30~12:00
	一色公会堂	13:30~15:00
〃 10日(金)	天間公民館	9:30~12:00
	湯沢平2公会堂	13:30~15:00
〃 13日(月)	富士中島公園	9:30~12:00
	市立富士体育館	13:30~15:00
〃 14日(火)	富士南公民館	9:30~12:00
	前田公会堂	13:30~15:00
〃 15日(水)	元吉原公民館	9:30~12:00
	東公民館	13:30~15:00
〃 16日(木)	吉永北公民館	9:30~12:00
	城山町公会堂	13:30~15:00

月日	会場	時間
4月17日(金)	富士見台公民館	9:30~15:00
〃 20日(月)	伝法公民館	9:30~15:00
〃 21日(火)	吉永公民館	9:30~12:00
	県富士総合庁舎	13:30~15:00
〃 22日(水)	岩松公民館	9:30~15:00
〃 23日(木)	森島公会堂	9:30~12:00
	富士公民館	13:30~15:00
〃 24日(金)	原田公民館	9:30~12:00
	四丁河原下公会堂	13:30~15:00
〃 27日(月)	今泉公民館	9:30~12:00
	三ッ倉法蔵寺	13:30~15:00
〃 28日(火)	須津公民館	9:30~15:00
〃 30日(木)	鷹岡公民館	9:30~15:00
	富士駅南公民館	9:30~12:00
5月1日(金)	柏原六王子神社	13:30~15:00
〃 6日(水)	広見公民館	9:30~15:00

- ◆各会場とも、12:00~13:30は受付を休みます。
- ◆雨天でも行います。
- ◆上記の日程で注射や登録ができない場合は、最寄りの動物病院で受けてください。なお、その場合は注射料の金額が異なります。
- ◆犬にフィラリアの症状があるときは、最寄りの動物病院に相談して、狂犬病予防注射を受けてください。

狂犬病予防注射・畜犬登録に必要なもの

愛犬手帳

通知(はがき)

料金 注射料3,320円、新規登録料3,000円

印鑑(初めて登録するとき)

*初めて注射と登録をする場合は、愛犬手帳と通知は不要です。直接、お近くの会場へお出かけください。

*料金はおつりのないようお願いします。

《飼い犬の登録制度》

狂犬病予防法の改正により、平成七年四月一日以降、既に登録を済ませている犬については、改めて登録をする必要がありません。したがって、一度登録していれば、犬の生涯にわたって有効となるようになっていきます。子犬の場合は、生後九十日を過ぎた日から三十日以内に、狂犬病予防注射と登録を済ませてください。畜犬登録を済ませると発行される鑑札は、狂犬病予防注射済票と一緒に犬の首輪につけておいてください。

《予防注射は毎年受けてください》

登録は生涯に一回となりましたが、狂犬病予防注射は毎年受けなければなりません。狂犬病は、犬から人間に感染し命取りにもなる恐ろしい病気です。狂犬病の発生を防ぐために、犬を飼っている人は毎年一回、予防注射を必ず受けさせてください。

《登録内容が変わったら、届け出を忘れずに》

飼っている犬が死亡したときや犬の所有者が変わったときなど、登録内容に変更が生じた場合は三十日以内に印鑑を持参して、市役所環境衛生課に届け出をしてください。死亡と登録抹消の届け出のときは、その犬の登録鑑札と狂犬病予防注射済票と印鑑が必要となります。



富士市役所 環境衛生課 ☎51-0123 内線 2054
 富士保健所 食品衛生課 ☎65-2154